1 平成28、29年度協議会の概要について

(1) 平成28年度岡山県海面利用協議会の概要

- ①日時・場所 平成29年3月9日(水)午後3時00分~ ピュアリテイまきび
- ②会議の概要
 - ア 遊漁の現状及び問題点について

夜たき釣について、現況の他、パンフレット配布等の周知を継続して行ったことを報告した。また、笠岡地区海洋牧場に利用ルールの看板設置とポスターの掲示を行ったこと、牛窓地区保護水面で遊漁者に対して現地での指導を行った他、釣り禁止の周知看板を4カ所増設したことについて報告した。

【主な意見】

- ・ 夜たき釣について、ビンの中に電球を入れ水中で灯し、上から傘で隠す 装置を見た。手口は巧妙化している。
- ・ 荷役の船が煌々と光をつけている。作業灯なのでつけるなともいえず困っている。
 - →以前水産課で自ら光を発するのではなく、常夜灯を利用した釣りを禁止できるかについて検討を行ったが、これは夜たき釣に当たらないという結論に至った。
- ・ 遊漁者がカキ筏に乗って釣りをするので困っている。けがをされると筏の持ち主に責任の所在が問われるのではないかと懸念している。
 - →平成30年版の「海の手帳」に新たな注意喚起を掲載した。
- イ 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について 平成28年度の普及・啓発、指導実績及び平成29年度の計画について報告 した。

【主な意見】

特段の意見なし。

ウ ライフジャケット着用義務の拡大について

平成30年2月1日からライフジャケットの着用義務が拡大する件について 海上保安庁から御説明いただいた。

【主な意見】

- ライフジャケットには桜マークが付いていなければならないのか。
 - →桜マークは国の安全基準に適合している印であり、品質が保証されている。着用者に水没等があってはならないので、マークが付いたものの使用をお願いする(安全基準に適合していないライフジャケットを着用している場合は違反となる。平成34年2月1日から違反点数を加算する)。
- ・ 資料には遊適法の対象船への乗船者はライフジャケットの着用義務が適用除外とあるが、遊漁船業者には業務規定にライフジャケットの着用を盛

り込んでもらうことになり、違反した場合、業務規定違反となる。別の法 律で対応するものであり、単に着用義務が適用除外されるわけではない。(事 務局)

(2) 平成29年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要

①日時・場所 平成29年11月20日(月)午後2時00分~ ピュアリテイまきび

②会議の概要

ア 海面利用協議会の概要

平成28年度香川・岡山広域海面利用協議会及び平成28年度に両県で開催 した海面利用協議会の概要について報告した。

【主な意見】

- ・ ライフジャケットは桜マークが付いているものを使用するように案内が あったが、平成30年2月の施行規則改正後に桜マークが無いライフジャ ケットを着用していた場合どうなるのか。
 - →桜マークが付いていないものを使用している際にどうするかを本日即答することは出来ないが、安全基準を満たしたものを使っていただきたい。(海上保安庁)
- ・ 航路上で多くの船が釣りをしており、タグボートの航行の邪魔になって いることがあるが、どうにかならないか。
 - →法的な規制はない。 航路は大型船が通るところでありタグボート等からも航路を開けるよう要請がある。(海上保安庁)

イ 両県における海面利用の現状について

小型船舶の在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現地での指導状況について報告した。

【主な意見】

特段の意見なし

ウ その他

香川県が、イイダコ遊漁の問題、遊漁船のノリ網への乗り上げ事故、小豆島 内海地区における取組について説明した。

岡山県が、岡山県におけるアマモ場再生の取組について説明した。

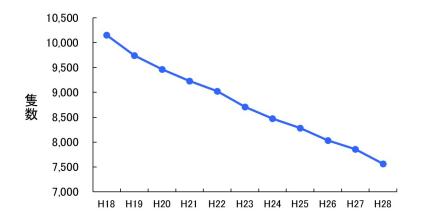
【主な意見】

・ 小豆島内海地区の協定について、昨年度は523人が会員になり、香川県の会員は5%程であったが、50~60%が岡山県の会員であった。以前の内海地区は、遊漁者と漁業者が敵対しトラブルが絶えなかったが、最近は遊漁者のマナーが向上しトラブルが起きなくなった。感謝すると共に今後とも御協力をお願いする。

- ・ 積極的にアマモ場の再生に取り組まれているが、ガラモがここ2~3年で非常に少なくなった。メバルやカサゴのような磯の魚の生残に影響があるのではないかと思っている。こちらも様々な方面で研究をしていただきたい。
- ・ 香川県の海面利用協議会の概要に稚魚を放流した所を釣り禁止に出来ないかとあるが、年限を区切ってでも出来ないものか。
 - →笠岡地区の海洋牧場がそのモデル地区である。海面利用協議会を発端に 全県下では難しいことを地区限定で行っている。海区漁業調整委員会に諮 り委員会指示を出す等の方法で、法的には可能である。(岡山県)
 - →海区漁業調整委員会の委員と海面利用協議会の委員で意見交換会をしようという声も上がっているので、そういった場で話を詰めていければと思う。(香川県)

2 遊漁の現状及び問題点について

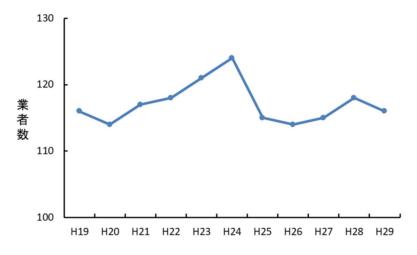
(1) 小型船舶在籍数の推移について



年 度	隻 数
H19	9, 747
H20	9, 464
H21	9, 227
H22	9,027
H23	8, 708
H24	8, 478
H25	8, 287
H26	8, 031
H27	7, 855
H28	7, 567

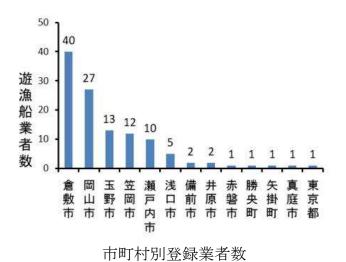
※ 日本小型船舶検査機構資料による

(2) 遊漁船業者について



年 度	業者数
H19	116
H20	114
H21	117
H22	118
H23	121
H24	124
H25	115
H26	114
H27	115
H28	118
Н29	116

※ 平成21年度から、登録している遊漁船業者の一覧及び遊漁船業者の遵守事項、 登録の手続き等の案内を県のホームページに掲載している。



 動り船と 瀬渡し
動り船 びき
かみ
62

業種別登録業者数

(3) 火光を利用する釣(夜たき釣)について

- ・ 平成15年度に資源に多大な影響を与えることから夜たき釣を禁止とし、現 地でパンフレットを配布するなどの周知、啓発を行った結果、夜たき釣を行う 者は大きく減少した。
- ・ しかし、指導、啓発が少なくなったことで、平成18年度頃から再び夜たき 釣が活発化し、指導をかいくぐるような行為が見られるようになった。
- ・ 平成20年度には夜たき釣禁止の周知期間は終了したと判断し、指導と併せて取締による対応に転換した。
- ・ 平成21年度からは海上保安部と合同取締を実施するなど、対応を強化している。
- ・ その後、年間に数件検挙しており夜たき釣は減少しているが、平成26年に あった事案では、「作業灯」と称した光源を船の外まで届かせて利用する等、海 面照射の方法が巧妙化している。
- ・ 平成27、28年度は巡回指導中に夜たき釣を発見することは無かった。
- ・ 平成29年度は夜たき釣を行っていたと思慮される船舶に対して指導を行った。
- ・ 今後も取締船による巡回指導と取締、パンフレットによる啓発等を実施する こととしている。

岡山県海面での夜たき釣の取締状況

機関名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
海上保安部	2 (2)	0(0)	0 (0)	2(3)
岡山県	1 (4)	0 (0)	0(0)	0(0)
合計	3 (6)	0(0)	0(0)	2(3)

※ 数字は検挙件数、括弧内は検挙人数

(4) 笠岡地区海洋牧場について

①経緯

平成19年度から岡山県海面利用協議会において海洋牧場の利用ルールについて検討し、平成24年9月に笠岡地区海洋牧場利用のルールを定めた海区漁業調整委員会指示が発出された。(別添「笠岡地区海洋牧場利用のルール」パンフレットを参照)

②周知啓発状況について

・ 平成27年度から継続して、新笠岡港プレジャーボート施設の入口や三洋汽船 の待合室等に笠岡地区海洋牧場ルール周知看板の設置及びポスターの掲示を行っ ている。





- ・県水産課ホームページに海洋牧場利用のルールを掲載した。
- 「海の手帳」への記載とパンフレットの配布を行った。

③平成29年度の指導・取締状況について

取締船により巡回指導を行い、海洋牧場内で釣りをしている乗船者にルールを説明した。(巡回6回中、3隻5名に対して指導を実施)。

ルールについて把握している遊漁者が多く、委員会指示に違反する遊漁者はいなかった。





(5) 牛窓地区保護水面について

①経緯

水産動植物の保護培養のため、瀬戸内市牛窓町鹿忍地先の一部を保護水面に指定して、一切の水産動植物の採捕を禁止している。平成27年の秋に、保護水面内で釣りをしていた者に指導をしたところ、「この時期は釣り人が多い」との情報を得たので平成28年から現地での指導を開始した。(別添「牛窓保護水面について」パンフレットを参照)

②周知啓発状況について

・周知看板の設置

平成28年度に保護水面の海ぎわに、周知看板を4カ所増設し、計18カ所とした。特に遊漁者による釣り行為がみられる堤防には「釣り禁止」の表記を設置した。平成29年度には破損していた基点の標柱の修復を行った。

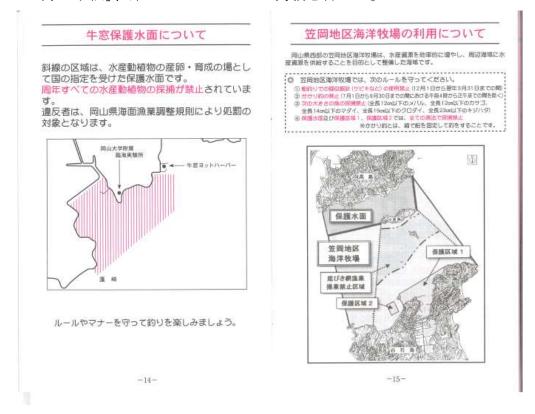








・「海の手帳」、県ホームページへの掲載を行った。



- ・釣り雑誌「レジャーフィッシング」への記事の掲載依頼を行った。
- ・岡山県警察牛窓署へ指導、取締への協力依頼を行った。

③平成29年度の指導・取締状況について

水産課及び水産研究所職員が指導を行った。平成29年度は61回の巡回を行い、5件7名に対して指導を行った。周知啓発の効果が出ており、指導した遊漁者の数は、昨年度の62名と比べ大幅に減少した。

3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 平成29年度普及·啓発、指導実績

①普及 · 啓発実績

ア 「海の手帳」を作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。

配布先	配布部数	件数	平均配付部数
漁協	3, 910	32	122
行政機関	5, 310	19	279
保安部、その他関係団体	1, 490	7	213
県漁連、出張所など	500	3	167
釣具店	16, 165	111	146
遊漁船業者	11, 645	109	107
マリーナ	2, 980	22	135
計	42,000	303	

イ 「海の手帳」の内容を更新し、勝手にいかだに乗る遊漁者への注意喚起を掲載した。





勝手にいかだに乗るのはやめましょう。

ウ 県及び市が管理するプレジャーボート係留施設において、船舶所有者へ啓発 用チラシ(別添「遊漁者の皆さんへ」)を配布した。

②指導実績

取締船による巡回指導を実施した。

(2) 平成30年度普及・啓発、指導計画

①普及 · 啓発計画

ア 「海の手帳」、「海で楽しむみなさんへ」を作成し、釣具店やマリーナ、船舶 免許更新講習を実施している機関等へ配布を行う。

イ 県管理プレジャーボート係留施設、民間マリーナを利用する船舶所有者へパ ンフレットを配布する。

②指導計画

取締船での巡回を実施し、夜たき釣や遊漁者による船舶を利用したまきえ釣、 保護水面での採捕行為等に対して、指導、取締を行う。

4 遊漁に係る規制について

別添資料のとおり。

5 香川・岡山広域海面利用協議会委員(案)について

氏 名	役 職	備考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合代表理事組合長	
奥野 ミエ子	岡山県漁協女性部連絡協議会会長	
尾崎満	(社)マリーナビーチ協会岡山県支部長 岡山県東部地区小型船安全協会会長	
川渕 義徳	日生町漁業協同組合理事	
西田 久志	笠岡観光釣船漁業組合長	
山﨑 徹成	プレジャーボート釣り同好会会長	
佐野 和也	水島海上保安部 航行安全課長	

役職等に異動があった際は、その役職の後任者へ出席を依頼するものとする。 ※平成30年度は7月頃、香川県にて開催予定

ボラ等4魚種の採捕禁止期間について

1 現状

ボラ、スズキ、メナダ、コノシロ(以下「4 魚種」という。)については、岡山県海面漁業調整規則で当歳魚の採捕禁止期間が次のとおり設けられている。これは、海面漁業調整規則が制定される以前の昭和 26 年の岡山県漁業調整規則制定当時から設けられているものである。昭和 26 年の制定当時は、これらの魚種は県内漁業の重要魚種であったため、資源保護の必要性から禁止期間が設けられていたが、時代の変化とともに魚価も低迷し、これらの魚種を目的とした漁業も衰退している。

【岡山県海面漁業調整規則第35条(禁止期間)】

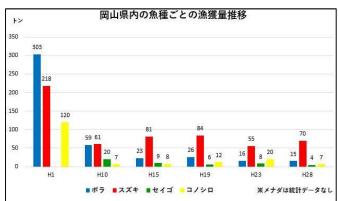
名 称	禁 止 期 間
ぼらの当歳魚	3月1日から6月30日まで
すずきの当歳魚	JJ
めなだの当歳魚	JJ
このしろの当歳魚	7月1日から7月31日まで

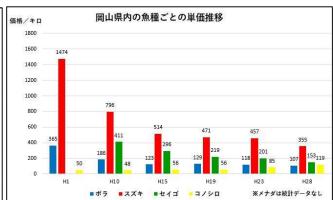
2 4 魚種の利用実態

(1)漁業

もともと 4 魚種の当歳魚(ボラ、スズキ、メナダでは約 $3\sim6$ cm、コノシロでは約 $3\sim5$ cm)を目的とした漁業はない。

成魚を目的とした漁業については、過去には、寄魚漁業、繰網漁業、かしき網漁業等4魚種を目的とした漁業が盛んであったことから、これら4魚種の資源保護のために当歳魚の採捕禁止措置が講じられていた。しかし、近年、4魚種の魚価の低迷などから、これらの漁業は衰退し、現在では、小型定置網漁業や建網漁業、狩さし網漁業等によって4魚種が漁獲されているが、いずれも4魚種を目的にしたものではなく、そのほとんどが混獲であることから、漁獲量は年々減少しており、4魚種の当歳魚を保護する必要性は低くなっているのが現状である。





H1 は岡山県農林水産統計年報(セイゴのデータなし)、その他は岡山中央卸売市場年報より引用

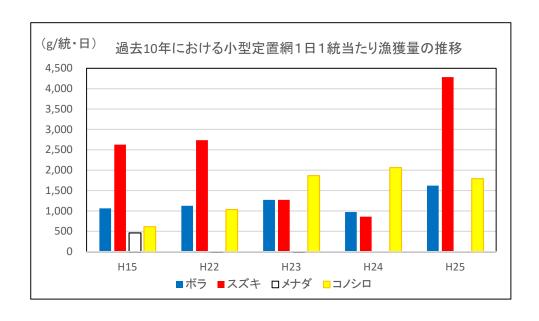
(2) 遊漁

釣りによるスズキ、コノシロの採捕があるが、いずれも採捕禁止期間前後における 当歳魚を目的とすることは希で、いずれもこれらの釣りは成魚を対象としたものであ る。また、ボラ、メナダについては、冬季の引っ掛け釣り等があるが、これも主に大 型の成魚を目的としたものであり、現在、禁止期間前後における4魚種の当歳魚を目 的とした釣りは行われていないと考えられる。

3 資源の状況

現在、4 魚種については資源動向の調査・評価が行われていない。このため、4 魚種が漁獲される漁業種類のうち、魚の習性を利用して魚が移動する過程で漁獲する小型定置網の漁獲動向を整理し、資源動向の評価を試みた。これは、小型定置網は魚の移動経路に網を敷設し魚を待ち受けて漁獲する受動的な漁法であることから、小型定置網 1 統当たりの 1 日の漁獲量 (CPUE;資源量の指標とされる)の中長期的な変化を見ることで、資源動向を評価するための目安となると考えられた。

長期間にわたり漁獲量が集計されている、県東部の日生町における小型定置網の1日1統当たりの漁獲量は下図のとおりであり、メナダを除く3魚種については、年ごとの変動はあるものの、過去10年では概ね増加傾向が見られた。なお、メナダについては、もともと漁獲量が少なく、水揚げ後の選別の際にボラと区別せずに出荷されることもあるため、メナダのみでの漁獲量の集計はなされておらず、資源量の推移は不明である。



4 評価

(1)漁業調整上の観点

規則制定当時に比べて4魚種の漁獲量等は減少し、採捕する漁業者も減少している。 H30.1.5 に沿海漁協組合長に対して意見を聴取したところ、4 魚種に係る採捕禁止期間の必要性は低いとの意見が聞かれたことも勘案し、漁業調整上の問題はないと考えられる。

(2) 資源保護培養上の観点

4 魚種を目的とした漁業が減っており、県内での漁獲量は年々減少しているものの、 以上のとおり資源には減少傾向が見られない。また、採捕禁止期間前後の 4 魚種の当 歳魚については、マーケットサイズにはならないサイズであり市場価値も著しく低いため、4 魚種の当歳魚に係る採捕禁止期間を解除したことによって、遊漁も含め新たに漁獲圧が増加し資源悪化をもたらすことは考えにくく、資源保護培養上の問題はないと考えられる。

遊漁者等の漁具漁法の制限について

1 現状

岡山県海面漁業調整規則(以下「規則」という。)では、遊漁等のために水産動植物を 採捕する場合には、漁業者との調整上、下記のとおり特定の漁具漁法以外の方法による 行うことを禁止している。

【規則第46条(遊漁者等の漁具漁法の制限)】

- 一 歩行徒手採捕
- 二 投網(船舶を使用しないものに限る。)
- 三 たも網(船舶を使用しないものに限る。)
- 四 手釣及び竿釣(船舶を使用するまきえ釣を除く。)
- 五 せん(口径15センチメートル、長さ90センチメートル未満のものに限る。)
- 六 やす及びは具

2 実態

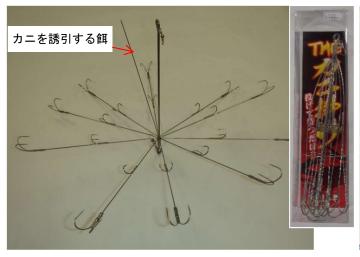
(1) カニ釣

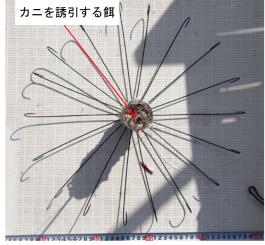
近年、ハギ掛けやフグ掛け仕掛けを改良したカニ釣仕掛けが開発され、釣具店で販売されるようになった(写真参照)。これはガザミの採捕を目的とした漁具であるが、ガザミ資源は近年、減少傾向が続いている(グラフ参照)上に、経済的価値が高いために多くの漁業種類の主要な対象魚種となっていること等から、これを遊漁者等が採捕することは資源の枯渇や漁業とのトラブルに発展する恐れがあるため、何らかの制限を講じる必要がある。

児島湾ではかにすくい網漁業が営まれているが、地元の児島湾漁連では操業者数を制限する(操業が認められた漁業者は漁船に旗を掲示して他の漁船と識別できるようにしている)などしてガザミ資源の管理に努めている。このような中にあって、平成15年頃には遊漁者が針金等を使用して傘を開いたような形状に自作したものやカワハギ釣用の引っ掛け針を円盤状に加工したものを使用してガザミを採捕するケースが多発した。

さらに平成 28 年頃からは、高梁川河口において、針金を傘上に開いた形状の漁具で、上部にカニを誘引する餌を付けてカニを引っ掛ける漁具でカニを採捕している事例が頻発した。

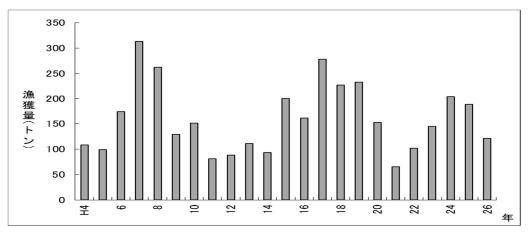
このように、資源が減少しているガザミの遊漁による採捕が拡大している現状に対して何らかの措置を講じる必要が生じている。





カニ釣仕掛け

カニ釣仕掛け (別のタイプ)



ガザミ漁獲量の推移 (グラフ)

(2) 船舶を使用するやす及びは具

近年、遊漁者から船舶を使用して船上からやすを使ってナマコを採捕することが可能か否かの問い合わせが多数寄せられている。昭和 46 年の規則制定当時には、すでに遊漁者がやす及びは具を使用している実態があったことから、これを遊漁者等の漁具漁法の制限から除外しているが、これは遊漁者等が海浜等でやす又はは具を使用して水産動植物を採捕している実態を考慮したものであり、船舶を使用し船上から採捕することを想定したものではないと考えられる。このため、遊漁者等の誤解を生じさせないように、規則の記載を明確化しておく必要がある。

3 問題点とその評価

(1)漁業調整上の観点

① 力二釣

ガザミは小型機船底曳網漁業や刺網漁業等、多種多様な漁業種類の主たる対象魚種となっていることから、遊漁によるカニ釣が拡大することは漁業とのトラブルに

発展しかねない事態であり、遊漁によるカニ釣を何ら制限しないことは漁業調整上 問題があると考えられる。

②船舶を使用するやす及びは具

遊漁者が船舶を使用し、船上からやす又はは具でナマコを採捕することは、許可 漁業である点火ほこ突き漁業等とのトラブルに発展しかねないことから、漁業調整 上問題があると考えられる。

(2) 資源保護培養上の観点

① 力二釣

ガザミは近年資源が減少していることから、その資源の回復は本県水産業全体の課題となっており、漁業者は、ガザミの甲幅制限や抱卵ガザミの再放流等資源管理に努めているほか、県等がガザミの人工種苗を毎年放流している。この中にあって、遊漁によるカニ釣が拡大することでその漁獲圧が高まることは、ガザミ資源の保護培養上問題があると考えられる。

②船舶を使用するやす及びは具

ナマコについても近年資源が減少していることから、遊漁者が船上からやす及び は具によってこれらを採捕することは資源保護培養上問題があると考えられる。